

後払い決済サービスに注意！

主に EC サイトでのインターネット通販における便利な決済手段の1つである「後払い決済サービス」が利用された取引に関する相談件数が増加し続けています。

購入していないのに
請求がきた！



【事例】

後払い決済サービス事業者から「決済が承認されました」という SMS が 1 日で 3 通届いた。不審に思い調べたところ、通販業者でマットレス等を購入したとの覚えのない決済 3 件分(約 34,000 円)の請求だった。注文業者からの注文確定メールは届いていないし、購入履歴にも載っていない。通販業者の調査で、不正に購入された商品は知人も親戚もない離れた3つの県にそれぞれ届けられたことがわかったが、後払い決済サービス事業者は一向に対応してくれない。覚えのない請求なので支払うつもりはないが、後払い決済サービス事業者からは、支払いを放置したら弁護士からの請求が届くと言われており困っている。

～アドバイス～

- ・後払い決済サービスでは特に定期購入の相談が多く見られます。「定期縛りなし」「回数縛りなし」という広告であっても、「いつでも解約できるものの、消費者が解約しない限り、定期的に商品が送られてくる契約(最低購入回数の指定がない契約)」である可能性があるため、契約前にしっかり確認し、契約条件に関する記載は全てスクリーンショットなどで保存しましょう。
- ・定期購入に限らず、「今だけのキャンペーン」など、すぐに契約をしたほうがお得と思わせる勧誘や広告のほか、「今すぐに予約しないと予約がなかなか取れない」など、不安をあおり契約を急かすような事例もみられるため、このような勧誘をされた場合は、その場で判断せず周囲に相談するなど、慎重に判断しましょう。
- ・トラブルになった際は、まずは契約した販売業者と話し合うこととなりますが、販売業者に問い合わせても対応してくれないなど、対応に問題がある場合は後払い決済サービス業者にも連絡し、販売業者の対応について情報提供しましょう。
- ・販売業者や後払い決済サービス業者とトラブルになったり、不安に思ったりした場合には、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019